

## 第2次

# 川崎町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成28年度～平成32年度

平成28年3月

宮城県川崎町

# 目次

## 第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・2
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・3

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・3
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第4章 推進・点検体制 及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のため措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

本町の地球温暖化対策については、平成23年1月に策定、推進を行ってきた地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき対策を推進してきた。前計画の計画期間が平成27年度を目標年度としていることから、今後の地球温暖化対策について第2次計画を策定し、それに基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

平成26年7月1日地球温暖化対策推進本部が行った京都議定書目標達成計画の進捗状況で2020年度（平成32年度）の削減目標を2005年（平成17年度）比で3.8%減としている。

当町においては、直近データが2009年（平成21年度）のため、前期計画同様2009年度を基準年度とする。計画年度は、2016年度（平成28年度）～2020年度（平成32年度）までの5年間とし、目標年度を2020年度（平成32年度）とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実行計画は、前計画同様、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託社に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請する。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
川崎町役場本庁舎	川崎町公民館
川崎町役場西庁舎	B & G川崎海洋センター
川崎町役場富岡支所	医療福祉センター
川崎町山村開発センター	児童教室
川崎町立各小学校	国民健康保険川崎病院

川崎町立各中学校	上水道施設
川崎町立学校給食共同調理場	下水道施設
川崎町立かわさきこども園	温泉事業施設
川崎町立富岡幼稚園	

#### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の温室効果ガス排出量

川崎町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,539,033kg-CO<sub>2</sub>である。

区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,539,033 kg-CO <sub>2</sub>

### 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、燃料種別(図1)では、電力の使用による排出量が最も多く、全体の63%を占め、次いで灯油の使用による排出量の24%となっている。

管理者別(図2)では、教育委員会が最も多く、全体の28%を占め、次いで建設水道課の25%となっている。

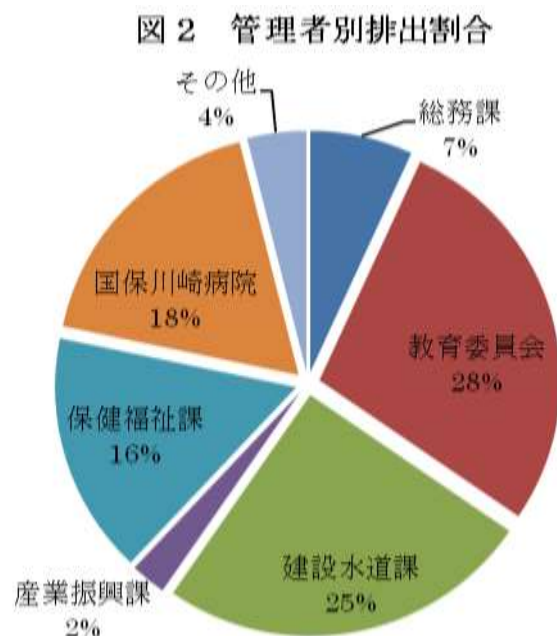
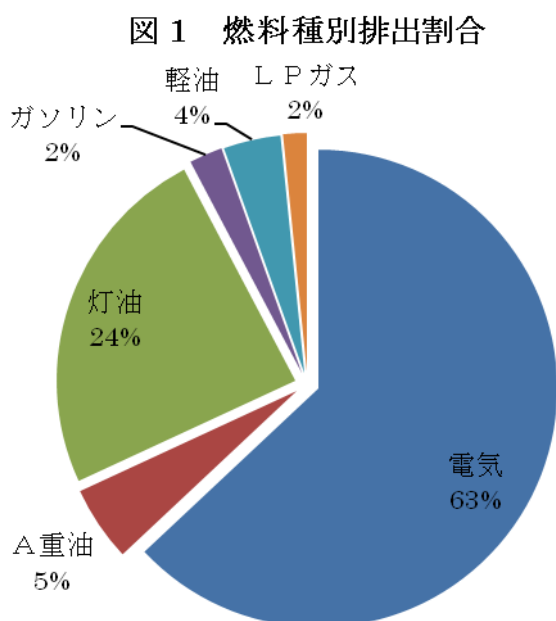


表1 燃料別の二酸化炭素排出量

【単位: kg-CO2】

管理者名	電気	A重油	灯油	ガソリン	軽油	LPガス	合計
総務課	87,224.15	39,024.00	13,914.12	23,796.47	10,444.11	1,807.20	176,210.05
教育委員会	450,860.54	86,272.85	146,794.96	647.28	0.00	23,290.80	707,866.43
建設水道課	615,745.41	3,252.00	0.00	10,948.15	12,559.49	462.00	642,967.05
農林課	44,032.06	0.00	9,462.00	7,105.70	0.00	501.00	61,100.76
保健福祉課	165,256.38	0.00	234,289.08	6,306.43	619.13	8,529.00	415,000.02
川崎病院	225,917.30	0.00	222,105.51	1,027.76	0.00	5,895.60	454,946.17
その他	0.00	0.00	0.00	7,058.83	73,884.00	0.00	80,942.83
合計	1,589,035.84	128,548.85	626,565.67	56,890.62	97,506.73	40,485.60	2,539,033.31
構成比率	63%	5%	24%	2%	4%	2%	100%

表2 管理者別の二酸化炭素排出量

【単位: kg-CO2】

管理者名	施設	公用車	合計	構成比率
総務課	142,005.63	34,204.42	176,210.05	7%
教育委員会	707,219.15	647.28	707,866.43	28%
建設水道課	620,071.57	22,895.48	642,967.05	25%
農林課	53,995.06	7,105.70	61,100.76	2%
保健福祉課	408,074.45	6,925.57	415,000.02	16%
川崎病院	453,918.41	1,027.76	454,946.17	18%
その他	0.00	80,942.83	80,942.83	4%
合計	2,385,284.27	153,749.04	2,539,033.31	100%

表3 二酸化炭素排出量の計算方法

排出量は、項目ごとに集計した使用量に次の排出係数を乗じて算出します。

燃料等	排出係数	備考
電気	0.469 kg/kwh	平成20年度の電気事業者別実排出係数(東北電力)
A重油	2.71 kg/l	「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算 定方法ガイドライン」平成19年3月 環境省より
灯油	2.49 kg/l	
ガソリン	2.32 kg/l	
軽油	2.62 kg/l	
液化石油ガス (LPガス)	6.0 kg/m3	「プロパン、ブタン、LPガスのCO2排出原単位に係るガイ ドライン」日本LPガス協会より

### 3. 削減目標

平成21年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成32年度の二酸化炭素排出量を、3.8%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成21年度	削減目標	目標年度排出量 平成32年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,539,033 kg-CO <sub>2</sub>	3.8%	2,442,550 kg-CO <sub>2</sub>

## 第3章 具体的な取組

### 1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・太陽光発電等の再生エネルギーの導入を検討する。
- ・施設の更新時には、冷暖房率に配慮し、断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を優先的に導入する。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

### 2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

### 3. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の縮小を図り、照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

- ・ノー残業デーの徹底化を図る。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・各施設の温度設定は、冷房28℃、暖房20℃で使用し、利用状況に応じて適切に管理を行う。

#### ②燃料使用量の削減

- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・相乗りなど、効果的な運用を図る。
- ・近距離の移動の際には、徒歩や自転車による移動を徹底する。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

#### ③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・使用済み封筒の再利用を徹底する。

#### ④用紙類

- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・両面印刷、ミスプリントの裏面利用を徹底し、用紙の削減に努める。
- ・庁内LANを活用し、不要な印刷は避ける。
- ・会議資料等の簡素化に努める。

#### ⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

#### ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

#### ①推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

#### ②推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

#### ③事務局

事務局を町民生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

### 2. 点検体制

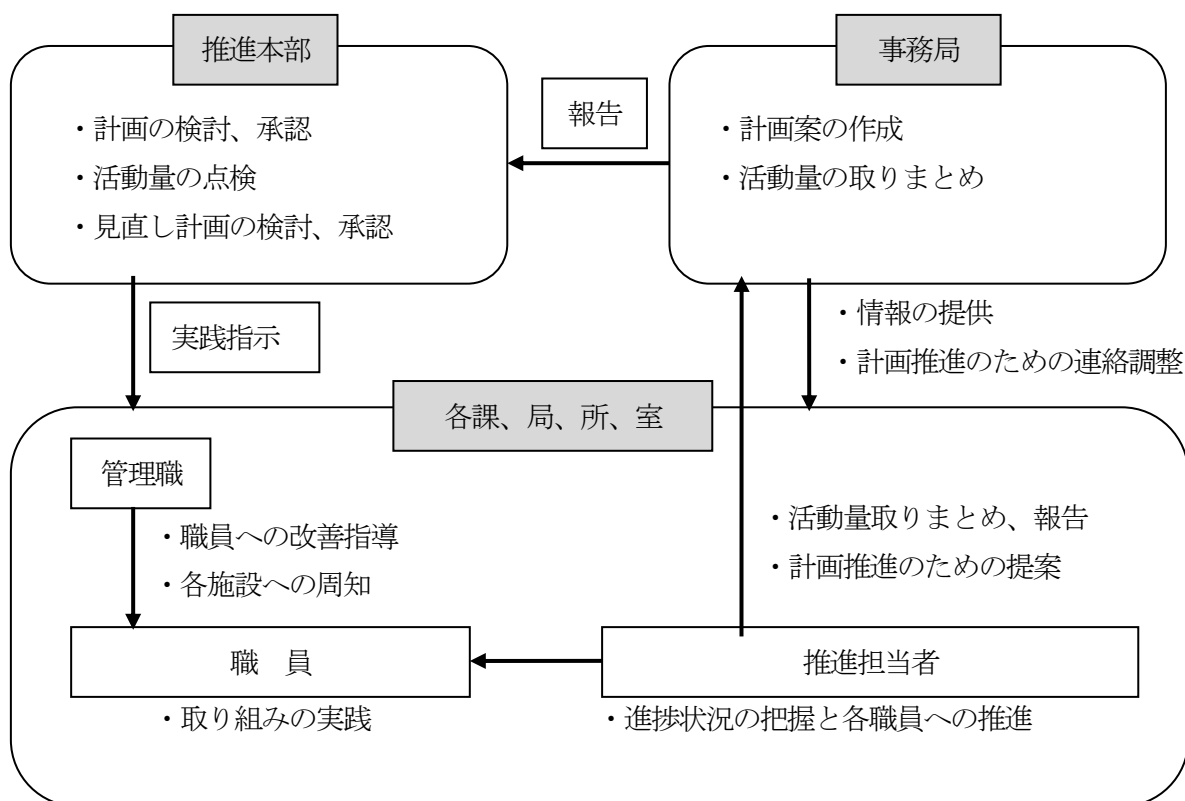
「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

表3 推進体制

	役 割	推進組織の構成
計画の承認等	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の検討、承認</li><li>・活動量の点検</li><li>・各課、各施設への連絡</li></ul>	推進本部 (既存の会議の場を利用)
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画案の作成</li><li>・点検の取りまとめ</li><li>・情報の提供</li><li>・計画推進のための連絡調整</li></ul>	町民生活課
計画の実践	・設備関連の取り組み実践	施設管理担当課
	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他の取り組みの実践</li><li>・改善点の提案</li></ul>	全職員



## 実施フロー図



### 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。